

## フランスの新自由主義政策的教育改革と社会的排除

～ブルデュー派教育社会学者・プポーの教育政策の評価～

### はじめに

私は、P.ブルデュー社会学理論を研究しながら、他方で現代日本の教育と社会階級・階層問題を調査するという研究スタンスをとってきた。この間、90年代以降のブルデュー社会学の評価をフランスの社会と教育の現状のなかで評価したいと考え、フランス教育研究に関心を寄せている。その成果が、『世界の悲惨』における「内部における排除」論に関する論文「P.ブルデューの『内部における排除論』の位置と意義」である(1)。この論文では、「バカロレア 80%政策」に象徴される入学者の量的拡大政策への批判、1980年からの一連の教育改革による学校への競争論理の導入への批判といったブルデューらの教育改革に対する批判的認識を検討した。

本研究開始時点で、90年代以降の「フランスの社会的排除と包摂」の現状に焦点をあてながら、上記の論文では十分に明らかにできなかった点を解明したいと考え、以下の4点を解明課題として設定した。

**課題①ブルデュー派教育社会学者の社会的排除と教育改革の関連の評価について。**

ブルデュー派の教育社会学者がフランスの教育をめぐる社会的排除の現状と教育改革をどのように把握しているかを明らかにすること。教育改革についていえば、「80%政策」を象徴とする「学校の民主化」、1984年学区の規制緩和、ZEP政策などがあげられるが、ブルデューらはこれらの政策について「内部におけるは排除論」において否定的な評価をくだしていた。ブルデュー派はその後のこれらの教育改革と社会的排除の現実をどのように評価しているのかをレビューする。

注目している人物は、a)フランク・プポーとb)ステファンヌ・ボである。

a)フランク・プポーは、セヌ＝サン＝ドニ県の教師のストライキ(1998年)を支援する教育社会学者であり、「内部における排除論」を引き継ぎながら、90年代後半以降の教育改革と現実を批判的に検証している。具体的には、「民主化」政策批判、地方分権化批判、ダブルバインドに苦しむ教師、「学校効果」研究への批判、積極的差別政策批判、新たな再生産論(支配的な学校の変化)を問題にしている。

b)ステファンヌ・ボは、「80%政策」がもたらした結果についての調査をおこなっている(2)。フランス東部の都市モンベリヤールから8キロ離れたジェル

クール市にある教育優勢地域に指定されたグランヴェル地区の「学校民主化の子どもたち」の調査である。近隣のソショーはプジョーの工場が労働者の地域である。近年は、2005年「暴動」に関する論考を発表し、注目されている。

**課題②ブルデュー派は「社会的排除と包摂」という理解枠組みそれ自体をどのように評価するのか。**

「社会的排除と包摂」という枠組みそれ自体については、ブルデューは批判的に評価している。直接的にはギデンスの「第三の道」に対する批判的評価としてそれは明らかにされているとみることができる(3)。これに関するブルデュー派の認識を検証したい。

**課題③ブルデュー派は、「包摂」のひとつの実現形態としての「シチズンシップの教育」をどのように評価するのか。**

多文化主義への批判からシチズンシップの教育へという流れがブルデュー派からはどのように評価されているのか。ブルデュー自身は多文化主義へ批判的であり、むしろ「恵まれない階級」論に立っていた。このスタンスはシチズンシップ論を擁護するフランスの移民政策の流れと類似しているが、だとするとブルデュー派は、シチズンシップ教育論と親和的なのだろうか。階級論とシチズンシップ論とは対立的な面はないのか。あるいは、社会権の擁護と市民権の強調の対立という論点はないか、そうした点を考察したい。

**課題④フランス調査では、郊外の学校の現状とそれへの対抗運動の様相を調査する。**

ブルデュー教育社会学の継承者たちは、新自由主義政策による学校の危機、とりわけ郊外の学校の問題をどのように評価しているのか、またその実態調査をおこなう。

研究開始の課題設定は上記の4点であった。しかし、その後の研究の進展においては上記の課題を十分に遂行することができなかつた。本報告書では論点は、課題①のa)でとりあげたフランク・プポーの論考を課題④との関係で検討するということに限定せざるをえない。彼の論文を検討するなかで、他の2つの論点に関しても随時、言及することをめざす。

## 1. ブルデューの「内部における排除論」から見えるいくつかの論点

### 1-1 80年代の教育政策はネオ・リベラリズム政策だったのか？

ブルデューは、『世界の悲惨』において「内部における排除」論を展開した。そこでは、「80%政策」、1980年代からの一連の地方分権化の批判、教育への競争の論理の導入の批判を展開した。ここで考えるべき論点のひとつは、1980年代からはじまる地方分権化(学区の緩和政策)は新自由主義政策として考えることができるのかという点である。

80年代の社会党の政策についてはどのような評価がなされているのだろうか。例えば、吉田徹はミッテランが81年に政権を獲得したが、「しかし、そのわずか二年後にミッテランの社会党を中心とする政権は『転回(tournant/turnaround)』と呼ばれる、社会主義の放棄と新自由主義的政策へ転換する」[吉田徹 2008:1]とし、社会党が83年には新自由主義政策をとったと評価している。

また、渡邊啓貴も、84年のファビウス内閣について、「ファビウス内閣の経済政策は、緊急・企業活性化をねらいとした減税などによるさらなる『小さな政府』の試みであった。ある意味で『ネオ・リベラリズム』の明らかな導入ともいえた」[1993:201-202]と評価している。周知のように、ファビウス内閣の国民教育大臣シュベスマンのもとで、1985年バカロレア水準80%目標がはじめて提唱された。社会経済政策と教育政策を同一の政策上において考えるのはやや強引だろうが、80年代の教育政策をネオ・リベラリズムの浸透という観点から全般的に再検討するという作業をおこなってみる必要があるという問題提起をしておきたい(4)。

## 1-2 2つの教育報告書の位置づけ

ところで、80年代に、ブルデューは自らを座長として、ミッテラン政権下において『未来の教育のための提言』(1985)と、『教育内容の検討のための諸原則』(1989)という2つの教育報告書を提出する。これらの報告書は「成功の道の多様化」という観点など、1989年の教育基本法の制定に大きな影響を与えたと評価されている。では、80年代に実施された教育政策と教育報告書はどのような関係にあるのか。もし、80年代教育政策がネオ・リベラリズム的なものであったとしたら、その政策に影響を与えたブルデューらの報告書はその政策の片棒を担いだということになるのか。

これに関して、クリスティアン・ボードロはブルデューらの報告書は「政治的に利用された」と発言している。やや長いがこの発言を引用しておこう。

「社会学は思弁ではなく、社会現実をさらに平等で民主主義的な方向に変化・変形させる手段を与えることで初めてその価値をもつ学問であることを示したのです。明るみに出すだけでは正すことはできません。ですから、ブルデューは長い間政治家に善意をもって対応していました。しかし政治家は彼を欺きました。教育省から『教育内容』と『教えられる知の再検討』を諮問された1989年のブルデュー・グロ委員会のときもそうでした。私は当時の状況をつぶさに知っています。同委員会のナント大学区通信員だったからです。政治家たちはこの委員会の報告書を政治的に利用することで、政権の顧問的役割は根本的に失敗を運命づけられていること、そして、社会学は政治界に影響を与えること

によってではなく、大衆に直接話しかけることによってその役割を果たすということを証明したのです。」[クリスティアン・ボードロ 2002：274-275 傍点は引用者]

ブルデューは「欺かれ」、報告書が「政治的に利用」されたとして、それはいったいどのような政治的利用だったのだろうか。それとも、ブルデューらの報告書が影響をあたえたとされる 1989 年教育基本法はどのように評価されるべきなのであろうか。少なくとも理念上はすばらしい基本法に見えるが、現実との関連において再検討する必要があるだろう。

### 1-3 「内部における排除」論の 90 年的展開

ブルデューは、『遺産相続者たち』(1964)、『再生産』(1970)、『国家貴族』(1989) という 3 つの教育社会学の著作を残した。その理論枠組みは、教える行為は文化的恣意性の押しつけという意味において象徴暴力であり、この暴力の行使によって、現存する文化体系が再生産 (= 文化的再生産) され、それはまた文化的恣意性の基盤である社会階級関係の再生産 (= 社会的再生産) にも寄与するというものである。しかし他方で、ブルデューは、学校を「文化の民主化へいたる王道」と位置づけ、学校の再生産作用を「抑制」し、文化的不平等を減少させる「合理的教育学」を確立すべきだと提案していた (5)。

こうした再生産論の一方で、ブルデューは『世界の悲惨』(1993) で、「内部における排除」論を展開する。「内部における排除」論は、80 年代以降の「80% バカローア政策」などの「教育民主化」政策によって、かつてならば学校から排除されていた生徒たちが学校に取り込まれることになるが、しかしそれは価値の低下したルートに追いやられることで、事実上は「学校内部において排除されている」というものであった。そして、こうした内部における排除の不満がストライキや学校暴力という形で噴出しており、「学校の危機」が作りだされているという分析である。こうした「内部における排除」という認識枠組みは、90 年代以降のフランス教育政策を評価する際に有効な視点になりうるのではないだろうか。

「内部における排除」論の 90 年代以降の具体的様相はどのようなものなのか、本稿では、ブルデュー教育社会学の継承者のプポーの論考において考察したいと考えている (6)。

## 2. フランク・プポーの紹介

### 2-1 プポーの論文一覧

プポーは、ブルデューに薫陶を受けた若手の教育社会学者である。また、ブルデューが亡くなった後にまとめられたブルデューの新聞や雑誌、声明など政

治的な発言をまとめた『政治的発言 1961-2001—社会科学と政治行動』（櫻本陽一訳、藤原書店、近刊）の編者のひとりでもあり、ブルデューの晩年の社会運動への介入を引き継ぐ学者でもあるといえよう。彼の著作一覧は以下の通りである。

- ①「フランク・プポー「ストライキの中の教師たち」（今野晃訳）『現代思想』2002年4月号 152-166頁 [初出 2001年 ACTES ]
- ②フランク・プポー&サンドリンヌ・ガルシア（櫻本陽一訳）「教育改革の限界、教育改革の幻想」『現代思想』2004年4月号 198-205頁 [初出 2003年 *L'école de la remédiation. « Agone »*（原題：補償の学校～教育システムの国際化から学校的流出の制度的管理へ～）
- ③プポー「フランス教師の反乱」『ル・モンド・ディプロマティーク』2003年6月
- ④Franck Poupeau *Une sociologie d'Etat L'école et ses experts en France*, 2003, Raisons d'agir
- ⑤Sandrine Garcia et Franck Poupeau “La Mesure de la « Démocratisation » scolaire”, ACTES 2003 septembre 149
- ⑥Franck Poupeau , “*Contestations scolaires et ordre social Les enseignants de Seine-Saint-Denis en grève*” 2004, Sylepse.
- ⑦Franck Poupeau & Jean-Christophe François, “*Le sens du placement ségrégation résidentielle et ségrégation scolaire*” 2008, Raisons d'agir

## 2-2 プポーによる教育報告書の位置づけ

ところで、プポーは、先述したブルデューらの2つの教育報告書に関して述べている箇所があるので、それを紹介しておく。プポーは、教育報告書は社会党政権によって「棚上げ」され、「放棄された」と分析している。かなり長いが該当する発言を引用しておく。

「フランソワ・ミッテラン大統領の要請により、コレージュ・ド・フランス教授団という集団的指導のもと、『未来の教育のための』と題された報告書が書かれたが、ブルデューにとってそれは学校についての彼の学問的研究と「殿堂入りした異端」として自らの地位に根ざす学問的刺激とを融合させる機会となった。この報告書はかなり公的議論を巻き起こしたが、真に教育を改革する意志などない社会党政権によってすぐに棚上げにされた。それでも、この報告書は翻訳されて近隣の数カ国で幅広い議論の対象となり、その提案のいくつかは実行に移された。のちにブルデューがこの報告書の使われ方にきわめて批判的だったことがわかったが（ブルデューの目には、それが1988年の大統領選のと

きにミッテランがフランスの全有権者に向けて送った『共和国大統領からフランス国民への手紙』のなかの小さな付録に格下げされたと映った)、にもかかわらず彼は1989年、ミッテラン第二期政権のミッシェル・ロカール政府で教育省大臣を務めたリオネル・ジョスパンによって設立された『教育内容についての公式委員会』の議長を務めることに同意した。グローバルデュール委員会によって提出された七つの「教育内容についての考察原理」は、教育方法がより広い範囲の学生に届くことが可能になるように、知の区分とその伝達条件を再編することを提案した。しかしながら再び、社会党政権内部の力関係によって、この報告書は放棄されてしまった。」[プポー & ティエリー・ディスポロ 2005=2009: 113-114 傍点は引用者]

この発言からは報告書の「提案のいくつかは実行に移された」とある。先に述べたことの繰り返しになるが、何が実行に移され、どの点が「放棄された」のか精査する必要があると導き出される。少なくともブルデュール側の観点からすれば、教育報告書は、80年代以降の教育政策に十分には影響をもたなかったといえるであろう。

### 3. プポーの論考の紹介と検討

ここからはプポーの論考の紹介と検討をする。対象とする論文は、筆者の力量から上記論文のプポー論文①、②、③に限定せざるをえない。

論文①は、セヌ＝サン＝ドニ県の教員のストライキの社会的条件の分析である。1998年3月教育大臣アレグル（\*1997年～02年ジョスパン首相社会党政権）が学校改善計画を発表するが、それに対してセヌ＝サン＝ドニ県で教員のストライキが発生する。ストライキには、コレージュとリセ120校が参加したという（論文①の訳者解説）。

論文②は、教育の『民主化』の名の下に、就学者の量的拡大した結果、公立学校が知の伝達という教育上の課題を放棄し、民衆階級の管理・補償(remédiation)の場に変質してしまったことを批判している。

論文③は、ル・モンド・ディプロマティークに寄せられた論考で、教員のストライキの分析記事である。

プポーの論考について3つの視点から考察する。第一は、80年代以降の教育政策・改革の評価について、プポーはどのように考えているのか。第二は、現状に対する学校効果論を代表とする教育社会学の批判について。第三は、プポーは、ブルデュール社会学をどのように継承にしているのかについてである。

#### 3-1 80年代の教育政策・改革の評価

プポーは、セヌ＝サン＝ドニ県の教員のストライキは20年来の教育政策に

よってもたらされた変化の帰結だとする。その政策は、1984年サバリ大臣によって輸入された「積極的差別」政策や地方分権化政策の教育システムへの適用であるとする。プポーによれば、こうした政策が学校間格差の拡大をつくりだしたという認識である。プポーは次のように述べている。

「地域の公立学校がおかれた社会的状況は、『地方分権化』政策の教育システムへの適用のあり方を特徴づけており、それは1985年に公認化された。またこれは、学校の自律性が、とりわけ行政系シンクタンクの創設により、徐々に形式化していくことを特徴づけている。この政策は、1989年の基本法、とりわけ、『学校計画』の作成の義務化によって追認された」（論文①164—165頁）

また、「1984年学区規制の緩和以降、（低い学校からの）就学忌避が増加している」（プポー論文②198）として、学区の規制緩和が学校間の格差拡大に導いたと評価している。

これらの記述をみる限り、プポーは80年代の教育政策をネオ・リベラリズム的なものと評価し、ブルデューの報告書が影響を与えたとされる1989年の基本法についても、そうした評価を与えていると推測される。「推測」というのは、プポー自身は、「ネオ・リベラリズム」という用語は分析において用いていないからだ。しかし、ここで重要な点は、80年代の教育政策が起点となり、今日の学校危機を作り出しているという状況認識にある。

2003年時点でのストライキに対する分析（論文③）でも、教育関係者を「現在デモに駆り立てているのは、公共教育機関の解体の企てにも等しい地方分権化構想なのである」（論文③）としている。国家の支出削減によって地方公共団体の財源が苦しくなっているという問題もあり、例えば、セーヌ＝サン＝ドニ県では、社会福祉関連の財源が半減され、ある中学では子どもの食堂利用費が払えなかったために、裁判所から強制執行を通知された家庭が62世帯あり、「この子どもたちはもう学校では昼食をとらなくなっている」という。

こうした改革はリュック・フェリー教育大臣の政策であるが、これは前政権の政策、つまり1989年基本法の政策を引き継いでいるにすぎないとプポーは認識している。89年基本法については、「この89年基本法により、（80年の地方分権化諸法とともに始まった）公教育機関への権限移譲が追認されることになった」（論文③）とし、この権限移譲は、「学校自主性」の名の下におこなわれたことだが、市町村レベルの小学校では、地区によって格差が生じることになっているという。つまり、プポーの認識によれば、2000年代の改革のものは、1980年代の地方分権化からはじまったということになる。

「80%政策」の批判や教育における「民主化」についても厳しい評価を下す。すなわち、「80%政策」は「数的膨張という策略」であり、結果として、「恵まれない人々を管理する場としての学校制度の定義」（論文②）をすることになる

というのだ。これは、ブルデューの用語でいえば、教員集団による「天賦の才のイデオロギー」による選別から家庭による学校の選択への変化という一見すると平等という価値への進歩と考えたくなるが、しかし実際は、「内部において排除された人々」(ブルデュー)の増大となっているにすぎないという。つまり、一連の規制緩和によって、上層は私立学校に逃走し、公立学校は「社会的管理としての学校制度」という再定義がおこなわれ、公立学校と私立学校の「二元性」が確立されることになるという評価である。

プポーは積極的差別政策についても同様の評価を下している。例えば、プポーによれば、ユネスコの高等教育についての世界宣言(1998年)は「先住民、文化的もしくは言語的少数民族、恵まれない人びとなど」を優遇することで、修業率を社会的出自に結びつけるだけであり、結果として、「学校を恵まれてない人びとの管理の場所」(論文②203頁)とするという点においてネオ・リベラリズム的であると評価する。

### 3-2 学校効果の社会学研究批判

プポーによれば、教育社会学研究はこうした政策による学校の変質という「外的要因」を無視しているということになる。つまり、こうした学校間格差や公私二元化のもとで、教育政策や地域社会構造と学校の結びつきをみなねばならないが、一部の教育社会学はそれを見ずに「いつもの処方箋」を提起するとしている。プポーはそれを「教育学的変革」と呼ぶ(論文②199)。「教育学的変革」は「学業的挫折に対処(remédier)する」には、「教育実践(pratiques pédagogiques)を変えればよい」という考え方であり、学校効果の社会学研究もそのひとつであるとする(7)。つまり、学校効果の社会学研究は、教育政策による学校の不平等の生産の社会的メカニズムを考慮せず、学校的要因に問題を集中した見方をとることになるという判断である。例えば、「よい」教員がいれば学校問題は解決されるという見方はその典型的な例である。これは学校の失敗を「教育方法における流動化(mobilisation pédagogique)」がないためとし、学校の危機(退廃、暴力、レベルの高低)の正統化をおこなうものである。

プポーによれば、こうした学校効果研究批判はフランスの教育社会学における流行となっているというが、彼は以下の4点において学校効果の社会学を批判する。

①学校設置の地理的条件、生徒の集め方、教師集団の構成といった外的要因を無視している点。学校効果論は地域レベルでの「行為者の実践 *pratiques des acteurs*」に執着し、「落第もまた、部分的には学校教育によって生み出されている」ことを立証しようとしている。

②多様な要因(学校内の行政スタッフと教育スタッフの構成、若者や学校教

育に関する地域行政の政策、地方自治体そして近隣自治体の中の教育をめぐる需要と供給、住民の社会的構成、それに関連している複数の自治体)を無視している点。

③学校組織の要因に問題を還元する。学校が社会的文脈から独立していると前提し、効果のある学校は、教育スタッフの流動性があり、教育実践の方法を変える準備ができていない学校であると認識している。

④研究方法が聞き取り調査と参与観察へ方法論的に還元されている点。

これに対して、プポーは教育社会学の課題を次のように定義する。「教育社会学は『学校効果』の分析に限定することはできない。教育社会学は地方政治と社会的文脈によって引き起こされた『場 lieu の効果』を分析に統合しなければならない。」(論文① 訳出では抜け落ちている部分、原文 p84)そして、プポーは、郊外のガニ市にあるセヴィニエ中学校に就学者する生徒の地域階層の分析をおこなっている。

ガニ市は、クリシー・ス・ボワ、モントゥフメイユ、ル・ランシーの3つの市が交差する場所にある。ル・ランシーには有名な私立学校があるが、上層はその私立学校への流出、さらには、「学区適用除外者」という形態をとった優遇措置によって、学区外への学校へ進学する者が多い。こうした個人的戦略(=「逃げていくという戦略」)ができない下層の保護者は抵抗運動に参加するという道しか残されていない。こうした事情によって、保護者によるストライキの支持がおこることになるというのがプポーの分析である。そして、プポーによれば、「学区適用除外者」という形態をとった優遇措置は、「就学児童の流動を調整する真の手段」であり、「フランスにおける教育システムの、そしてその危機の社会学的分析は、地方分権化政策が学校教育制度と地方官僚政治の間の諸関係にもたらす影響の検討なしですますことはできない」(論文① 163 頁)としている(\*地方分権法以来、初等学校は市、中学は県、高校は地方の管轄となっている)。つまり、「国家のエージェントが持つ最も明確な自由裁量権(地方分権化や地方権力の増大によってもたらされた)は、教育システムと就学者たちの間を調整する別の形態を創設することを可能にした」(論文① 163 頁)ということになる。

### 3-3 ブルデュエー教育社会学の継承点と発展

最後に、プポーによるブルデュエーの社会学の継承点と発展の形態を確認しておく。プポーは、「教育システムの相対的自律性が社会的秩序の再生産に貢献することを未だに可能にするとすれば、それは支配的な学校教育様式を変化させるという条件においてしかあり得ない」(論文① 163 頁)とする。ここでの「新しい教育の再生産の様式」とは、「教育の民主化」の名のもとに、大衆を学校内

部に抱え入れ、学校を大衆の管理・補償する場と化すということである。つまり、新しい教育の再生産とは「民主化による再生産」なのだ。このロジックは、『世界の悲惨』における「内部における排除」の分析枠組みを継承しているといえよう。

また、民主化による就学率の上昇を求めるのではなく、教育上の要求の実質的平等の追求、つまり「知の伝達」を求めるという点において、プポーは「合理的教育学」の再評価をおこなっている。プポーは『遺産相続者たち』によって独占されていた大学における教育上の要求と同じ水準の要求に答えようとする合理的教育学（論文②203）を思い出す必要性を説いているのだ。この点にもブルデューの継承をうかがうことができる。

晩年には、ブルデューはネオ・リベラリズムに抗して、「トランスナショナルな社会（＝福祉）国家」構想を唱え、公教育を「普遍的なものへのアクセスの場」として擁護し、ネオ・リベラリズムに抗して「普遍性へのアクセスの普遍化」をいかにして実現するかという課題、言いかえれば、公共サービスの再建を説いた。しかしプポーの論考の検討から、単なる「普遍性へのアクセスの普遍化」では不十分ということになる。つまり、規制緩和によって有償の教育サービスの私的部門と無償の公的部門という「二元性」が確立されたことで、公的部門は「恵まれない者の管理の場」と化すことになったからだ。したがって、単なる公共部門の擁護ではなく、「学校システムの統一」（論文③204）によって、この二元性を解消することが真のネオ・リベラリズム批判であるというのがプポーの認識といえよう。この点は、ブルデューの公共サービスの擁護というネオ・リベラリズム批判と比べ、より進化したネオ・リベラリズム批判と評価することができるであろう。

## おわりに

ブルデュー社会学の継承者であるプポーの論考を検討してきた。ここからフランスの教育における社会的排除はどのようなものとしてとらえることができるのであろうか。80年代以降の地方分権化、民主化政策、規制緩和による一連の教育政策によって、恵まれた者は私立学校へ流出し、恵まれない者たちは、公立学校において管理・補償(remédiation)されているというのがプポーの認識であった。もちろん、本論文では、プポーの論考の分析という限られた視野からしか判断できない。現地調査を含めた実証は今後の課題としたい。

## 【註】

(1)小澤浩明「P.ブルデューの『内部における排除論』の位置と意義」2007年、

『フランス教育学会紀要』第19号

(2) ステファンヌ・ボは、ブルデュー理論を援用するものの、ブルデュー派の社会学者ではないようだ（ボードロ氏談）。彼の著作の紹介としては、大前敦巳 2001 を参照。彼の著作は以下の一覧の通り。ステファンヌ・ボは、80% 政策についての調査、フランス東部の都市モンベリヤールから8キロ離れたジェルクール市にある教育優勢地域に指定されたグランヴェル地区の「学校民主化の子どもたち」の調査をおこなっている（①）。また、近隣のソショーはプジョーの工場がある、その地域の調査もおこなっている（②）。近年は、移民の若者の研究をおこなっている（③、④、⑤）。

① Stéphane Beaud, *“80% au bac et après ? Les enfants de la démocratisation scolaire”* La Découverte/Poche, 2002.

② Stéphane Beaud, Michel Pialoux, *“Retour sur la condition ouvrière Enquête aux usines Peugeot de Sochaux-Montbéliard”* Fayard, 1999.

③ Stéphane Beaud, Younes Amrani *“Pays de malheur ! un jeune de cité écrit à un sociologue”*, La Découverte/Poche, 2004.

④ Stéphane Beaud, Michel Pialoux, *“Violences urbaines, violence sociale Genèse des nouvelles classes dangereuse”*, Fayard, 2003.

⑤ Stéphane Beaud et al. *“Les Patrons, l’Etat et la formation des jeunes”*, La Dispute, 2002

(3) ブルデューのギデンス、第三の道批判については、ブルデュー&ヴァカン [2002] を参照。

(4) 吉田徹 [2008] は、ミッテランのもとで伸長してきたフランスの社会主義に関して、「死刑廃止や地方分権といった社会政策を除けば、社会主義がもたらした果実は乏しい」 [2008 : 19] と総括しているが、地方分権に関しても、ネオ・リベラリズムとの関連を考えてみる必要はないだろうか。また、小林純子は80年代は「教育の市場化」は進展していなかったとしているが、同時に「市場化の傾向は『公役務の現代化』と『教育の質的民主化』の名の下に左派政権によって促進されたため、そのインパクトが『見えにくかった』ともいえる」 [2009 : 239] としている。

(5) 私は、先述した2つの教育報告書の中にブルデュー自身の著作においては展開されなかった「合理的教育学」の発展形態を見ることが可能と考えている。これについては、「P.ブルデューの合理的教育学の再評価—ネオ・リベラリズム批判の視点から—」『日仏教育学年報』第10号、2004年。

尚、合理的教育学と教育報告書との関連の認識は、ブルデュー派のシャンパーニュにもある [ブルデュー&ヴァカン 2005=2009: 165, 304] にもある。彼は、

「かくして『遺産相続者たち』の結論でブルデューは、「合理的教育学」の基礎を築いている。学生の形式的平等をお題目にする代わりに、学校を前にした現実の文化的不平等を考慮に入れ、知識の伝達の実現性をより高め、それによって真に教育を民主主義化するような教育学である」(165)とし、「これは、20年後にミッテラン大統領によって政府の報告書で強調されている」(304)としている。

(6) クリスチャン・ラヴェル[2008]の90年代以降の分析は、「内部における排除論」と同様の認識にあると思われる。

(7) フランスの学校効果の社会学の研究として、プポーは、  
Derouet, Dubet, Olivier Cousinらの著作をあげている(論文①165頁)

**【参考文献】 \*プポーの文献は文中にまとめた。**

- クリスティアン・ボードロ 2002 「「遺産相続者たちのスキャンダル」  
加藤晴久編『ピエール・ブルデュー 1930-2002』藤原書店
- P.ブルデュー&L.ヴァカン 2000=2002 『『多文化主義』と『グローバリゼーション』-地球規模の新ウルタガ聖書』(三浦孝信訳)『ピエール・ブルデュー 1930-2002』藤原書店 pp.191-201
- P.ブルデュー&L.ヴァカン 2005=2009(水島和則訳)『国家の神秘』藤原書店
- フランス教育学会編 2009 『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版
- 小林純子 2009 「教育の市場化」『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版
- 大前敦巳 「新刊紹介・Stéphane Beaud, “80% au bac et après ? Les enfants de la démocratisation scolaire” La Découverte, 2001, p.330 『バカロレアにおける80%...そしてそれから? 学校民主化の子どもたち』、『日仏教育学会年報』7号、No29、2001
- プポー&ティエリー・ディスポロ 2005=2009 「責任をともなう学問—ブルデューの政治的参加について」『国家の神秘』藤原書店
- クリスチャン・ラヴェル(薬師院仁志訳) 2008 「フランス型教育モデルの変容—民主化から新自由主義へ」山内乾史編著『教育から職業へのトランジション』東信堂
- 白鳥義彦 2008 「フランス中等教育の多層性」  
山内乾史編著『教育から職業へのトランジション』東信堂
- 吉田徹 2008 『ミッテラン社会党の転換—社会主義から欧州統合へ』法政大学出版
- 渡邊啓貴 1993 『増補版ミッテラン時代のフランス』芦書房

小澤浩明  
(中京大学)